

首都圏中央連絡自動車道 島名舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	単価表 146 立入防止対策工 特記仕様書 25-19 同項目	立入防止ポール(φ650mm) 3本/箇所 立入防止ポール(φ800mm) 3本/箇所 となっておりますが、径(φ)ではなく高さ(h)ではないでしょうか。また、路面シールについての内容が図面等から読み取れません。当初設計上の内容について、規格等詳細を明示願います。さらに「ソーラー式灯具:監督員の確認を受けるもの」とはいったいどういうものですか。当初設計上このように表現されても意味が不明です。当初設計上の仕様について明示願います。	特記仕様書25-19-2に誤りがありました。 「立入防止ポール(φ650mm)」「立入防止ポール(φ800mm)」につきまして、正しくはそれぞれ「立入防止ポールH=650mm」「立入防止ポールH=800mm」となります。 なお、上記については交付図書を訂正いたします。 路面シールについては、特記仕様書25-19-2及び設計図 つくばスマートインターチェンジ48/49に示すとおりです。 また、ソーラー式灯具については、仕様を特定していないため、貴社の施工計画に基づき、使用する材料について監督員の確認を受けるものとお考えください。
2	割り掛け対象表の有料道路料金費に関して	発注時点の数量、詳細(どこからどこまで何回利用するか)について開示願いたい。表紙にある通り「内容に関する質問は受け付けない」とあるが、数量が記載されていないこの資料では「適正かつ迅速な見積り」はできない。発注者側で想定されている数量・単価によって計算がなされ予定価が計算されており、応札者の施工計画によって予定価が計算されているわけではない。最低基準価格もその予定価格によって計算されており、開示がなければ適正な見積りはできない。当初発注時の見込みとして開示願いたい。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したものを以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。したがって、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。